1 計画策定にあたって

策定の趣旨

・消費者施策を総合的かつ計画的に推進することにより、県民の消費 生活の安定と向上を図る。

5,000

4,000

3.000

2,000

1,000

位置付け

・県消費生活条例第8条の2に計画策定を規定

・ 消費者教育推進法第10条に基づく「消費者教育推進計画」

計画期間

・2026 (R8) ~2030 (R12) 年度 (5年間)

2 消費者行政を取り巻く現状と課題

- 消費者を取り巻く社会状況
- ・高齢化、在宅ひとり暮らし高齢者の増加 高齢化率(R6年度)山梨県:31.9%、全国:29.3% 県内の高齢者のおよそ4人に1人以上が在宅ひとり暮らし 県内の電話詐欺被害の被害額は13年連続で1億円超
- デジタル化の進展

全国的にインターネットやSNSの利用状況が増加 インターネットによる商品・サービスの取引が増加

- ・グローバル化の進展
 - 海外事業者との取引が増加 県内の在留外国人が増加
- 社会や環境を意識した消費行動の必要性

未来を見据えた持続可能な開発目標達成に向けた取組

- エシカル消費の認知度:27.4% (消費者庁 R6.10消費生活意識調査) • 自然災害の激甚化・頻発化や感染症の流行
- 災害等に便乗した悪質商法の発生やSNSの誤情報による消費者の消費行動の変動
- 2 第2次山梨県消費者基本計画の達成状況
- 消費生活相談員及び消費者行政職員の研修参加率の向上に課題
- 3 消費生活相談の状況
- 消費生活相談件数の推移

市町村相談窓口による相談割合の増加(図1)

• 年齢別相談件数: 高齢になるほど、相談件数が増加(表1)

20歳 未満



- 4 消費者の意識 (R6.12県政アンケート)
- 消費生活相談窓口等の認知度

県民生活センター:39.3% 市町村相談窓口:21.8% 消費者ホットライン188(いやや):23.0%(図2)

・トラブルにあった際の相談先

誰にも相談しなかった:24.2%、家族・親族:24.2%、

販売店やメーカー等の相談窓口:24.2%

市町村相談窓口:9.1%、県民生活センター:9.1%

消費者ホットライン188 (いやや)の認知度(図2) た, 23.0% 知らな かった, 77.0%

R6.12県政モニターアンケート

県民生活センターと

4. 081

4 044

3, 319

市町村の相談件数 (図1)

■県民生活センター ■市町村(全体)

3 551

今後取り組むべき課題

1 相談体制の充実と相談窓口周知の強化

消費者トラブルの複雑化・多様化、消費生活相談窓口の認知度が低い

- → どこに住んでいても質の高い支援や救済が受けられるよう 相談体制の充実・相談窓口周知の強化を図る必要がある。
- 2 配慮を要する消費者の安全確保

ひとり暮らしの高齢者の増加、インターネット・SNSの利用率の増加、 災害等に乗じた悪質商法の発生

→ 相談にたどり着かず被害が埋もれるおそれのある 高齢者等に対する対策を強化していく必要がある。

3 全ての世代における消費者教育の推進

SNS関係相談の増加、海外事業者との取引、災害等に乗じた悪質商法の発生

→ 法教育・金融経済教育・情報教育等を促進していく必要がある。

3 消費者施策の基本方針と展開

基本方針

商品やサービスの安全の確保

- 事業者に対する適正な監視・指導・検査
- ・消費者事故の調査・公表
- ・ 災害や感染症流行時の生活関連物資の

安定供給・価格の安定化に向けた取組

・ 食の安全・安心の確保

2 消費者と事業者との取引の適正化

- ・表示等の適正化の推進
- 消費者契約の適正化の推進

3 消費者被害の防止と救済

- 見守り体制の構築及び見守り活動の促進
- 消費者トラブルに関する情報発信
- 県内適格消費者団体や消費者団体との連携と紛争処理
- ・県と市町村の連携による相談体制の充実
- ・ 多重債務問題の解決に向けた支援

4 消費者教育の充実

- 幼少期から高齢期までのライフステージや、 学校や地域など場の特性に応じた体系的な消費者教育の推進
- ・自立した消費者及び消費者市民社会の形成に

参画する消費者の育成

- ・ 誤情報や風評被害に惑わされない適切な消費行動の普及啓発
- エシカル消費の普及啓発及び事業者との連携
- ・食育の推進、食品ロスの削減や環境保全に関する理解の促進

5 消費生活情報の発信

- 消費者トラブルに関する情報発信(再掲)
- 情報サイト・SNSを利用デジタルツールを活用した情報発信
- 学校や地域での消費生活情報の活用に向けた周知活動
- 市町村と連携した相談機関等の積極的な周知 広報

4 計画の推進

推進体制

- 県消費生活審議会(消費者教育推進地域協議会)・県消費生活審議会で報告
- 県消費者行政推進会議

(庁内各課、甲府財務事務所、金融広報委員会)

進行管理

- 県webサイトで 進捗状況を公表

重点施策

重点施策1

相談体制の充実と相談窓口周知の強化

重点施策2

高齢者等の見守り活動の充実

重点施策3

消費者教育の推進

計画の数値目標(R12目標値)

	項目	基準値 (R6)	目標値 (R12)
1	食品合同調査による景品表示の調査実施回数	90	每年度 16回以上
2	消費生活相談員の研修参加率	76%	毎年度 100%
3	消費者行政職員の研修参加率	37%	毎年度 80%
4	高齢者等の見守りネットワーク設置市町村数 (消費者被害防止に取り組む高齢者等の 見守りネットワークの整備を含む)	15市町村	27市町村
5	出前講座の実施市町村数 (県民生活センターの出前講座を含む)	21市町村	27市町村
6	学校給食における地場産物の使用割合(金額ベース)	65.2%	72%以上
7	食品ロス削減サポーター養成講習会の受講者数	400人	延べ 600人以上
8	啓発月間※において、県と連携した啓発を行った市町村数	_	27市町村
9	県民生活センターの認知度	39.3%	60%以上
10	消費者ホットライン188(いやや)の認知度	23%	40%以上
※啓発日間とは、消費者日間(5月)、高齢者悪質商法被害防止キャンペーン			

※啓発月間とは、消費者月間(5月)、高齢者悪質商法被害防止キャンペーン 月間(9月)、若者向け悪質商法被害防止キャンペーン月間(1~3月)をいう